

4月に統一地方選挙

県議選は4月8日、市議選は4月22日に実施

4月8日(日)に千葉県議会議員選挙、4月22日(日)に成田市議会議員選挙が行われる予定です。選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票しましょう。

投票できる人

千葉県議会議員選挙

- ・日本国籍を有し、昭和62年4月9日までに生まれ、成田市に住居登録をし、引き続き3カ月以上住んでいる人

- ・成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

- 県内の他市町村から転入した人は

平成18年12月30日以後に成田市に転入した人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、その市町村の投票所で投票できます。この場合「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要になりますので、前住所地の市町村役場または成田市市民課で請求して

ください。

- 投票日までに県内の他市町村へ転出する人は(転入の手続きが済んでいる場合)

成田市に住んでいたときの投票所で投票できます。この場合「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要になりますので、成田市市民課または新住所地の市町村役場で請求してください。

成田市議会議員選挙

- 日本国籍を有し、昭和62年4月23日までに生まれ、平成19年1月14日までに成田市の住民基本台帳に登録されている人(転入の場合、同日までに転入の届け出の済んでいる人)で、引き続き投票日当日まで市内に住んでいる人(市外に転出した人は投票できません)
- 成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

投票日に用事のある人は 期日前投票を

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

病院などに入院中の人は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

身体に障がいのある人は 郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち障がいの程度が一定の要件に該当する人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、「郵便等投票証明書」の交付

を受けて、郵便などによる不在者投票ができますので、あらかじめ選挙管理委員会へお問い合わせください。

市議会議員選挙に立候補を 予定している人は説明会へ

4月22日(日)に行われる予定の成田市議会議員選挙の「立候補予定者説明会」を行いますので立候補を予定している人、またはその代理人の出席をお願いします。なお、会場の都合上、出席者は1候補者に付き2人以内とさせていただきます。

●日時 3月6日(火)午後1時30分
分

●会場 市役所6階大会議室
●持参するもの 筆記用具

※くわしくは市選挙管理委員会
(☎22-11111内線3152)
へ。

忘れずに 投票してね!

